

一般社団法人日本発達心理学会 入会・退会・除名細則

2011年6月18日 制定
改正 2014年3月20日
2016年9月25日
2017年3月24日
2020年9月6日

(目的)

第1条 この細則は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」(以下、「定款」という)第6条第1項、第8条第1項及び第9条第1項に基づき、本会への入会、退会及び除名の方法を定めることを目的とする。

(入会に必要な事項)

第2条 入会に必要な事項は次の事項とする。(*は必須事項)

- (1) 氏名*、フリガナ*、ローマ字表記*
- (2) 性別*
- (3) 生年月日*
- (4) 入会年度*
- (5) 会員種別*
- (6) 所属先* (役職名*、所在地を示す)
- (7) 自宅住所*、電話番号、FAX 番号
- (8) 連絡先 E-mail*
- (9) 関心領域*
- (10) 最終学歴* (予定も含む)
- (11) 郵送物送付先*

(入会申請)

第3条 入会希望者は、第2条の事項を、「郵送」あるいは「ウェブ入会システム」により日本発達心理学会会員管理事務局(以下、「会員管理事務局」という)に伝達して、入会申請をする。

2 郵送の場合には、入会に必要な事項を所定の「入会申込書」に記入し、会員管理事務局へ送付する。

3 ウェブ入会システムの場合には、第2条の事項を、本会のウェブ「オンライン入会申込」(<http://www.jsdp.jp/contents/base/nyukai.html>)を使って入力し、送信する。

4 入会申請にあたっては、定款第7条第2項に定められた年会費を納入する。納入方法は、「会費納入細則」に基づいて行う。

(入会通知)

第4条 会員管理事務局は、定款第6条第1項に定めた理事会の承認を得て会員となった者に対して、会員番号等を記載した「入会通知」を発行する。

(退会方法)

第5条 退会希望者は、会員管理事務局へ所定の「退会願」を郵送あるいは FAX、E-mail にて提出する。

(退会・除名・再入会)

第6条 退会しようとする会員は、申し出る年度までの会費を納入した後、理事会の承認を得て退会することができる。

2 申し出る年度までの会費を未納の場合は、理事会の承認を得て、除名となる。

3 3年連続して会費を未納の場合には、理事会の承認を得て、除名になる。

4 除名した会員が再入会する場合には、未納の会費を納入した後でしか再入会できない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の事由によってその会員資格を喪失する。

(1) 退会が承認されたとき

(2) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき

(3) 除名されたとき

(4) 学会が解散したとき

(改定)

第8条 この細則の改定は、理事会で承認を得るものとする。